

扶養の認定に必要な書類

区分			添付書類(取得先)				
			① 住民票 (市区町村等)	② (非)課税証明書 (市区町村等)	③ 在学証明 (学校等)	④ 被扶養者状況届 とその必要書類 (勤務先事業所担当者)	
同居して いなくても よい人	配偶者		○	○	-	○	
	子 (注1)	16歳以上	学生	○	-	○	-
			非学生	○	○	-	○
	16歳未満		○	-	-	-	
	父母	60～74歳		○	○	-	○
		60歳未満		○	○	-	○
	弟妹 孫	16歳以上	学生	○	-	○	○
			非学生	○	○	-	○
		16歳未満		○	-	-	○
兄弟		○	○	-	○		
同居して いなければ ならない人	義父母	60～74歳		○	○	-	○
		60歳未満		○	○	-	○
	甥・姪	16歳以上	学生	○	○	○	○
			非学生	○	○	-	○
		16歳未満		○	-	-	○
	伯父・伯母 叔父・叔母	60～74歳		○	○	-	○
		60歳未満		○	○	-	○

※(注1) 配偶者が被扶養者でない場合、配偶者の収入証明書類

(源泉徴収票(写)または市町村民税納税決定通知書(写))の添付が必要。

※添付書類①「住民票(原本)」…被保険者世帯全員の住民票(筆頭者・続柄・世帯主の記載があるもの)、マイナンバーの記載がないもの、3カ月以内に発行のもの。

※添付書類②「(非)課税証明書(原本)」…最新年度のもの。

※添付書類③「在学証明書(原本)」…当年度に発行のもの。

※添付書類④「被扶養者状況届とその必要書類」…該当する必要書類すべての添付が必要。

※被扶養者の状況によっては、その他書類の提出を求められることがあります。

日本国内に住所がなく、国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類(必要書類に加えて提出)

例外該当事由		証明書類
①	外国において留学をする学生	在学証明書
②	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	渡航目的その他の事情により、日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断しますので健康保険組合へお問い合わせください。

※書類等が外国語で作成されている場合、翻訳者の署名がされた日本語訳も添付。